

組員各位

中海協事務局

新型コロナウイルスによる送り出し各国の状況について（第5回）

前略

10月1日、日本はすべての国からの新規入国を許可することを公表し、当組合で受け入れている各国の状況にも進展がございました。今後の見通しも含め、送り出し各国及び渡航の状況について以下の通りお知らせ致します。

草々

1. 中国の状況

中国～日本間の渡航について、11月は定期便が週に22便予定(10月より1便増便)となっています。日本→中国の運賃は、引き続き15～20万円と高額になっています。これまで中国へ渡航する中国籍、外国籍の旅客に対し、3日以内に発行されたPCR検査陰性証明を求めていましたが、11月8日からは、2日以内(検体採取日起算)発行のPCR検査及び血清IgM抗体検査のダブル陰性証明が搭乗時に必要となる旨を発表しました。日本から直行便で中国へ渡航する場合は、搭乗前2日以内に指定検査機関で2つの陰性証明を取得し、搭乗手続き時にその原本及びコピーを航空会社に提出する必要があります。

在中国日本大使館では、10月9日より、新規ビザの申請受付が開始されました。申請順にビザが発給されておりますが、定期便の減便状態が続いている為、来日便の確保困難、チケット代高騰の状態となっております。

2. ベトナムの状況

ベトナム～日本間の渡航について、ベトナム→日本へは日本の航空会社が週23便(10月より7便増便)、ベトナムの航空会社が10月より週2便運航開始、全て片道運航予定となっております。日本→ベトナム行きの便は来年1月末まで運休、チャーター便のみの運航となることが発表されております。

在ベトナム日本大使館では10月16日より、2019年10月1日～2020年3月27日までに作成された「技能実習」又は「特定技能」の在留資格認定証明書を有する方を対象に新規ビザ申請の受付を開始しており、ビザも発給されております。今後は、在留資格認定証明書の作成日付を限定せずにビザ申請を受付開始することになる予定となっておりますが、いつ開始するのかは未定です。

3. ミャンマーの状況

ミャンマーでは、8月末頃よりコロナウィルスの第二波が到来し、急速に感染者が増加、10月初めまでに、感染者数は10倍以上となりました。日本はミャンマーを入国拒否対象地域に指定し、ミャンマーからの渡航者は、ミャンマー出発前72時間以内のPCR検査陰性証明と、日本入国時のコロナウィルスの検査が必要になりました。ミャンマー～日本間の渡航について、在ミャンマー日本大使館より、11月はヤンゴン→成田の便は9便(10月から7便増便)、そのうち、3便のみが成田→ヤンゴンのチャーター便として運航予定となっています。ミャンマー政府が行っている国際線旅客便の着陸禁止措置は11月末までに延長されており、ミャンマー行きは依然としてチャーター便以外は運航していない状況です。

在ミャンマー日本大使館では、9月8日から新規ビザの申請受付を予約制で開始しておりますが、現時点来日渡航費は10万～15万と高騰しております。

4. インドネシアの状況

インドネシアではコロナウイルス感染拡大に歯止めがかかっておらず、感染者数は 44 万人超、死者数は 1 万 4000 人超と東南アジア最多を更新しています。インドネシア政府は行動制限措置を何度も延長しています。

在インドネシア日本大使館では、10 月 1 日より、新規ビザの申請受付を予約制で開始しており、ビザ発給されております。

5. 日本政府の措置

- ①日本政府は 10 月 1 日より、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することを決定しました。ただし、入国した外国人を受け入れる企業・団体に対し、さまざまな誓約事項を設けております（2020 年 7 月 30 日付通知文参照）。
- ②日本政府はベトナム、中国の入国拒否対象地域から外し、ミャンマーを新たに入国拒否対象地域に指定しました。インドネシアは引き続き入国拒否対象地域に指定されています。入国拒否対象地域から外れたベトナム、中国に関しては、日本の空港到着後の新型コロナウイルスの検査は不要となりました。ただし、日本の水際対策措置により、引き続きすべての入国者に対し、入国後 14 日間の隔離と、隔離場所まで公共交通機関を使用しないことが求められています。

6. 今後の実習生の来日・帰国について

- ①現在当組合で受け入れている中国、ミャンマー、インドネシアの 3 か国に関しては、新規ビザの申請受付を開始しております。ベトナムに関しては、在留資格認定証明書の作成日付により限定的に新規ビザの申請受付を開始しております。ビザ発給までの期間は国や地域により異なりますが、ビザ発給されれば入国できる状態にあります。
- ②新規ビザの申請受付が開始されたものの、各国からの日本行きの便は減便状態のままです。その為、来日便の確保困難、チケット代高騰の状態となっており、ビザが発給されても、希望通りに来日できない可能性があります。
- ③ミャンマー人実習生に関しては、日本大使館での新規ビザの申請受付は開始しておりますが、ミャンマー人実習生が来日する為には、ミャンマー労働省の出国許可も必要となります。コロナ禍でミャンマー労働省の手続きが長期間停滞していた為、ビザが発給されても、ミャンマー労働省の出国許可が出ない為に希望通りに来日できない可能性があります。
- ⑤日本政府の水際対策により、引き続き、実習生来日後は、2 週間の隔離が必要となっております。 受入れ企業様には、引き続き、隔離滞在費用、PCR 検査費用をご負担いただくこととなりますのでご協力お願い申し上げます。
- ⑥帰国に関して、中国行きは増便しているものの、チケットは非常に高額な状態、ベトナム、ミャンマーは現時点ではチャーター便のみで実質渡航不可能な状態が続いております。

以上、現時点の状況をご報告申し上げます。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。

今後も新たな情報が入り次第、組合員の皆様に随時発信して参ります。

以上